



第 16 回関東女子フットサルリーグ 2025

リーグ要項

1. 大会名称

第 16 回関東フットサルリーグ 2025

※略称：関東女子 Fリーグ 2025

2. 主 催

一般社団法人関東サッカー協会、関東フットサル連盟

3. 主 管

関東女子フットサルリーグ運営委員会

4. 協 力

関東 1 都 7 県フットサル連盟

5. 協 賛

株式会社アスレタ「ATHLETA」、株式会社イミオ「SFIDA」

6. 期 日

2025 年 6 月～12 月

7. 会 場

関東 1 都 2 県各体育館

8. 参加資格

- ① 2025 年度公益財団法人日本サッカー協会（以下、日本協会）のフットサルの種別で加盟登録を行ったチームであること。
- ② 2025 年度一般財団法人日本フットサル連盟（以下、日本連盟）に加盟承認された都県フットサル連盟の加盟チームであること。
- ③ 第 1 項のチームに所属する 3 種年代以上の女子選手であること。
- ④ 第 1 項の定めるチームには、1 チームあたり 3 名までの外国籍選手の登録を認める。外国籍選手の登録に関しては、IFTC（国際移籍証明書）の提示を行ない所属都道府県協会の承諾を得なければならない。但し、日本で生まれ、学校教育法第 1 条に定める小中学校在籍している / 卒業している選手、または学校教育法第 1 条に定める高等学校 / 大学を卒業している選手は、チームに 1 名まで外国籍の選手とはみなされずに登録ができる。
- ⑤ 日本協会発行のフットサル大会登録票および選手変更届（追加届を含む）電子選手証（写真付き）を持参していること。
- ⑥ 監督またはコーチのいずれかは、日本協会が認定したフットサル C 級以上の指導者資格を保有していること。
- ⑦ 登録された選手および役員は、傷害保険（スポーツ保険）に加入していること。
- ⑧ 選手及びチームは、他の地域・都道府県の当該年度リーグに登録又は出場していないこと。

- ⑨ 第 15 回関東女子フットサルリーグ（以下関東女子 Fリーグ）参加の 8 チーム、第 15 回関東女子 Fリーグ入替にて参加資格を獲得した 2 チームの計 10 チームであること。
- ⑩ チームの日常的な活動拠点並びにチーム所在地は関東地域内にあること。
- ⑪ a. 関東女子 Fリーグに加盟出来る同一クラブは 1 チームのみとする。
b. 関東女子 Fリーグに登録されるチームの選手及び役員（代表者含む）・スタッフは、関東女子 Fリーグの複数のチームに登録する事が出来ない。
※同一クラブとは、上記 a・b の他、名称・ユニフォーム・エンブレムを共有している場合も含む。
C. 上記 a・b は、参入戦ならびに入替戦（女子）に参加する場合も同様とする。

9. 参加申込

- ① 参加申込にエントリー可能な人数は、1 チーム：34 名（役員 10 名、選手 24 名）を上限とする。
1 名以上の女性のチーム役員（スタッフ）を登録し、チームに帯同させなければならない。原則選手と兼任で無いことが望ましい。尚、ベンチ入りについてはその限りではない。
- ② リーグ参加費・提出書類ならびに期日は、別紙資料を参照とする。
- ③ リーグ登録後のチーム名の変更は認められない。

10. 競技方法

- ① 10 チームによる 1 回戦総当たりでリーグ戦を実施し、1 位から 10 位までの順位を決定する。
- ② リーグ戦における順位決定方法の勝点
勝ち：3 点（遅刻 2 点）・引き分け：1 点（遅刻 0 点）負け：0 点（遅刻 -1 点）・不戦敗は -2 点とし、不戦勝の対戦成績は、5：0 とする。ただし、勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。
（1）リーグ戦全試合の総得失点差
（2）リーグ戦全試合の総得点数
（3）当該チーム間の対戦成績（イ：勝点 ロ：得失点差 ハ：総得点数）
（4）抽選

11. 競技規定

- ① 当該年度日本協会発行の「フットサル競技規則」および決定事項による。
- ② 競技時間：40 分（プレーイングタイム、各ピリオド 20 分）ハーフタイム 10 分とする。
- ③ ピッチサイズ：原則として 40～33m×18～20m。
- ④ 使用球：日本協会認定のフットサル用ボールとする。（SFIDA 製）
- ⑤ ベンチに着席できる人数は、フットサル大会登録票により当大会にあらかじめ登録され、試合前に提出したメンバー票に記載された交代選手 9 名・役員 5 名を含め 14 名を上限とする。
ただし、通訳（手話通訳者含む）が試合に登録されている場合は、役員は 6 名以内とする。
- ⑥ ピッチ上でプレー出来る外国籍選手の数は 2 名以内とする。
- ⑦ 試合 70 分前に両チーム担当者・審判とのマッチコーディネーションミーティング（以下、MCM）を行う。
- ⑧ MCM にて、コイントスに勝ったチームが、第 1 ピリオドにどちらのゴールを攻めるかを定める。
- ⑨ 試合開始時において試合開始以前に提出されるメンバー表に記載され、かつ大会登録選手であり、出場資格を有すると確認されている競技者が、試合開始時に不在の場合は以下のとおりとする。
尚、役員についてはその限りではない。

- (1) 第 1 ピリオド開始後ピッチに到着した場合、その競技者は、第 1 ピリオドには出場できずベンチに入ることもできない。
- (2) 第 2 ピリオド開始までの間にピッチに到着し、ハーフタイムの時間内に主審の承認を得ると第 2 ピリオド開始時よりその試合に出場することができ、ベンチに入ることもできる。
- (3) 第 2 ピリオド開始後、ピッチに到着した場合、その競技者は、その試合に出場することはできずベンチに入ることもできない。

⑩ 選手登録ならびに変更については以下の通りとする。

- (1) 初期登録については、各リーグで登録書類の提出期日を定める。
- (2) 選手変更の最終期限は 2025 年 11 月末日までに登録書類の提出を完了する事。
- (3) 登録選手及びスタッフが関東女子 Fリーグ以外のフットサルリーグへ、「選手がスタッフとして」「スタッフが選手として」登録を行う際には別途書式を用いて双方の事務局へ報告を行う。

(ア) 初期登録

以下の申請必要書類をそろえ、リーグ事務局宛に提出をするものとする。

- (1) フットサル大会登録票
- (2) 選手登録票 (書式 3 号)
- (3) 電子登録証の写し
- (4) スポーツ安全保険の写し
- (5) 在留カード (法務省発行) もしくは特別永住許可証明書の写し (カラー) ※外国籍のみ
- (6) 所属都県所定の登録承認書類の写し※必要のある都県のみ

(イ) 変更登録 (追加・移籍・抹消登録)

以下の申請必要書類をそろえ、リーグ事務局宛に提出をするものとする。

書類提出が確認された後、変更登録の申請を周知した日より、その当該チームが 1 試合消化後、または 15 日後の期間が短い方を適用し出場する事ができるものとする。

- (1) フットサル大会登録票
- (2) 選手登録票 (書式 3 号)
- (3) 選手登録変更 (抹消) 届 (書式 8 号) ※登録抹消時のみ提出
- (4) 電子選手証の写し
- (5) スポーツ安全保険の写し
- (6) 在留カード (法務省発行) もしくは特別永住許可証明書の写し (カラー) ※外国籍のみ
- (7) 所属都県所定の登録承認書類の写し※必要のある都県のみ

(ウ) 同一クラブ内の移籍 (1 種と 2 種・3 種)

日本協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手の移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームからも選手を参加させることも可能とする。

但し、適用対象となる選手の年齢は第 2 種および第 3 種年代のみとし、同一「クラブ」内の 2 種および 3 種登録チームから選手を参加させることができる。第 1 種の年代の選手は適用外とする。

12. 懲 罰

- ① 本リーグは、日本協会「懲罰規定」則り、大会・裁定規律委員会を設ける。
- ② 本リーグの規律委員長は、関東フットサル連盟が任命し、委員については委員長が決定する。

- ③ 本リーグ期間中に警告の累積が、3回に及んだ選手・役員は、自動的に次の1試合に出場できない。
- ④ 本リーグにおいて退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。
- ④ 本リーグ終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該選手・チーム役員が出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- ⑤ 本リーグ実施要項の記載事項に無い懲罰に関する事項については、規律委員会にて決定する。

13. 競技者の用具

<1> ユニフォーム

- ① リーグ登録後は、ユニフォーム色の変更は、日本協会登録変更承認を得た場合のみこれを認める。
- ② ユニフォームの広告表示については、日本協会「ユニフォーム規定」に基づき、承認を得た場合のみこれを認める。
※申請書（回答）コピーは事務局へ事前提出または大会当日必ず持参すること。
- ③ ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は、正の他に副として正と異なる色のユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）を本リーグ申込書に記載し必ず携行すること。尚、申請があった場合のみ、正副以外にサードユニフォームの登録を認める。
- ④ 選手番号は1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーが付けることとする。
番号は必ず本大会登録書に記載された選手固定の番号をつけることとし、リーグ期間中での変更は認めない。
番号は、背中、胸、の各位置につけるものとし、日本協会ユニフォーム規定に準じるものとする。
- ⑤ ユニフォーム生地には布等を縫い付けて番号等を掲示（通称：貼り番）する場合には、事前に登録されたユニフォームの主たる部分色と同色布地を使用し、掲示される番号についても事前に登録されたユニフォームに取り付けられた番号色と同色にて掲示するものとする。
尚、登録されたユニフォームの主たる部分色が複数色（縦縞・横縞等）である場合に本リーグ運営委員会の判断及び決定に従うものとする。ただし、貼り番号は四辺が縫い合わされていなければならない。
- ⑥ 上記⑤項について緊急性を要する事情・又突発的な事情により急遽、対応しなければならない事情（張り番：白布・黒番号等の使用）が生じた時は、リーグ運営委員長の承諾を得た場合のみ適用を除外とすることができる。その際にMCM時に確認する。この緊急対応は原則として、1選手1回のみ有効とし、通年対応は認めない。
- ⑦ ユニフォームのシャツは審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。黒または黒と同系色となる色彩（黒色・紺色・深緑色・焦茶色・それ以外の濃い色彩）は使用を認めない。ゴールキーパーについても同様とする。
- ⑧ 選手番号（背番号）は判別が明確でなければならない。シャツならびにパンツの色と濃淡となる色彩の番号を付けること。
- ⑨ ゴールキーパーについては、トラウザーの着用を認める。但しユニフォーム登録と色が違うものは着用を認めない。
- ⑩ ゴールキーパーのユニフォームについては、フィールドプレーヤーとしてプレーしていた競技者がゴールキーパーとしてプレーする場合は、ゴールキーパーのユニフォームと同色・同デザインであること。ゴールキーパーとして着用するユニフォームには、その競技者自身の番号を付けなければならない。
尚、ケガや退場処分等の突発的な諸事情により、交代要員のゴールキーパーが不在でかつ準備が整っていない場合に限り、主審の判断により、ゴールキーパーのユニフォームを前述以外のユニフォームで代用することができる。
- ⑪ ユニフォームのシャツに名前を表記する場合は、日本語・ローマ字で表記した選手名（一部簡略は認める）とする。ただし、ニックネームの表記は認めない。

⑫ (その他に関しては、日本協会ユニフォーム規定並びに通達事項に準じる。)

< 2 > キャプテンアームバンド

キャプテンはアームバンドを着用すること。

着用するアームバンドは、「C または無地」とし単色であること。※日本協会ユニフォーム規定に準拠すること。

< 3 > シューズ

キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が紺色、白色、もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。

但し、ノンマーキングシューズは靴底が着色されたものでも施設が許可をしている場合は、着用可能とする。

< 4 > ビブス

交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

< 5 > 装飾品

着用は一切認めない。

14. 組合せ

組合せは、関東女子 Fリーグ運営委員会で決定する。

15. 審判

関東サッカー協会審判委員会より派遣する。

16. 降格並びに昇格に伴う参加資格

- ① 9 位・10 位のチームは、別に開催される第 16 回関東女子 Fリーグ 2025 入替戦への出場の義務を負う。
- ② 第 17 回関東女子 Fリーグ 2026 の参加チームは、下記の通りとする。
 - ・前年度成績上位 1～8 位までの 8 チーム
 - ・第 17 回関東女子 Fリーグ 2026 入替戦にて、参入資格を獲得した 2 チーム 合計 10 チーム
- ③ 上記以外で上部リーグ・同一リーグにチーム数の変動等が生じた場合は、関東フットサル連盟（以下、関東連盟）で別途協議を行う。

17. リーグ規則

- ① メンバー表は、80 分前までに運営本部に提出する。その際に選手証も提出する。
- ② 各チームの登録選手は、原則として本協会発行の選手証を持参しなければならない。
ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。
※選手証とは、日本協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したものの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。
- ③ ライセンス保持者はライセンス証（電子可）を携帯していること。
- ④ MCM の無断遅刻に付いては、30 分前までにおこなえれば試合をおこなうことができる。
但し、その試合に勝利しても勝点は 2 点、引き分け 0 点、負けは -1 点とする。
欠席又は、31 分以上の無断遅刻に付いては、不戦敗とする。
- ⑤ MCM におけるユニフォーム提示は、着用した状態での提示は不可とする。

- ⑥ チームは必ずリーグ発行のAD証を体の正面につけていること。ただし選手の試合中（アップ時含む）を除く。
- ⑦ 日本フットサルリーグ（Fリーグ）・日本女子リーグに登録されている「監督」職に就いている役員の登録は不可とする。
- ⑧ 不可抗力（地震等の自然災害）により試合が中断等した場合の判断は、リーグ役員と主審及びマッチコミッショナーで協議の上で判断をする。
- ⑨ ボールを使つての練習は、決められた場所以外禁止とする。
- ⑩ 当該試合に登録のない選手・役員はピッチ内アップ開始から試合終了までピッチに立ち入ることはできない。
- ⑪ 運営担当は、当日の会場設営・撤収および試合運営（オフィシャル、ボールパーソン等）の責任を持って行う。
- ⑫ ごみは、すべて各チームで持ち帰る。（会場に残った物は、運営担当チームが持ち帰る）
- ⑬ 傷病手当については、救急車の手配は行うが、その後についてはチームの責任において処置すること。但し、傷病の内容によってはリーグより他チームへ協力を依頼することがある。
- ⑭ 本リーグは参加者の事故・傷病・障害・会場破損事故等に関しては、一切の責任を負わないものとする。（チーム又は個人のスポーツ保険等で、対応すること。）
- ⑮ 参加に要する経費は、すべて参加チームの負担とする。
- ⑯ 関東女子Fリーグの試合に関するテレビ・動画放送権は、すべて、本リーグおよび関東連盟に帰属する。又、すべての撮影や肖像等の使用は事前に所定の書式を用い、本リーグ運営委員会の承認を必要とする。
- ⑰ リーグ要項に違反、不適切な行為があった時は、本リーグ運営委員会にて選手又はチームの処分を決定する。
- ⑱ チームまたはチーム関係者の行動または言動（SNS等を含む）が、リーグならびに加盟チームに不利益を与えるような行為があった場合は、本リーグ運営委員会にて協議の上でサポーターまたはその関係者の処分を決定する。サポーターの行動または言動も同様とする。
- ⑲ その他、リーグ要項に規定されていない事項については、本リーグ運営委員会および関東連盟において協議の上で決定する。

18. 出場権

- ① リーグ最終成績の上位2チームは、2026年度「第22回全日本女子フットサル選手権関東大会」への出場の義務と権利を有する。
 - ② リーグ最終成績の上位2チーム（予定）は、2025年度「第13回地域女子Fチャンピオンズリーグ」への出場の義務と権利を有する。
- ※上位2チームの決定方法は、関東女子リーグ運営委員会にて協議決定する。

19. 表彰

- ① 優勝チームに優勝カップ並びに表彰状を、準優勝チームに表彰状を授与する。
- ② フェアプレー賞
- ③ 個人賞 ベスト5・MVP・得点王・優秀監督・優秀審判員。

20. 運営委員会

- ① 通年に渡り必要に応じて行う。
- ② 運営委員会に欠席するときは必ず事前に全体へ連絡し『委任状』を提出する。
- ③ 運営委員会及びリーグ開催日当日の、事情を考慮できない無断欠席の場合は、本リーグ運営委員会で別途協議する。